

# 県土整備部公共事業事後評価実施基準

平成 2 5 年 3 月 1 日

県土整備部技術企画課

## 1 目的

この基準は、県土整備部が宮崎県公共事業事後評価実施要綱（平成 2 5 年 3 月 1 日県土整備部技術企画課定め。以下「実施要綱」という。）により行う公共事業の事後評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 事後評価の対象事業（実施要綱第 2 条関連）

- （ 1 ）事後評価の対象事業は、県土整備部が事業主体である公共事業のうち災害復旧など緊急を要する事業及び維持管理事業を除くすべての事業で、全体事業費 5 億円以上のものとする。
- （ 2 ）事後評価は事業完了後一定期間が経過した事業について実施するものとする。なお、事業完了とは別表 1 に定義する時点とし、一定期間とは原則 5 年以内の期間とする。

## 3 事後評価の実施（実施要綱第 4 条関連）

- （ 1 ）事後評価を行う場合は、事後評価シート（別記様式第 1 号又は同第 2 号）を作成するものとする。
- （ 2 ）事後評価の実施手順は別表 2 によるものとする。
- （ 3 ）複数の事業が一体となって実施された事業にあつては、各事後評価の実施主体等が調整して、事後評価を実施することができるものとする。
- （ 4 ）事業効果等の検証のために、学識経験者等から構成される附属機関等（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定により法律又は条例に基づき設置された附属機関又は私的諮問機関をいう。以下同じ。）が設置されている場合は、評価委員会に代えて、当該附属機関等において審議を行うものとする。
- （ 5 ）部長は、前項の規定に基づき、評価委員会に代えて審議を行う附属機関等を定めた場合は、評価委員会にその旨を別紙 1 により通知するものとする。

## 4 再度評価の基準（実施要綱第 5 条関連）

審査及び審議の結果を踏まえ、部長が再度、事後評価を行う場合の基準は次のとおりとする。ただし、これら以外で、部長が再度、事後評価の必要があると判断した対象事業についても、事後評価を行うことができるものとする。

ア 今後の事業の進捗や時間の経過等により効果の発現が期待できると部長が判断した事業

イ 改善措置が必要であると部長が判断し、その措置が講じられた事業

## 5 資料の保存

部長は、事後評価終了の日に係る特定日以後10年間、当該事業評価の審査及び審議の結果並びに関係資料を保存するものとする。

### 附 則

1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

2 県土整備部公共事業事後評価試行基準（平成21年3月19日県土整備部技術企画課定め）は廃止する。

### 附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 ( 2 ( 2 ) 関係 )

事業種別	事業完了の定義
道路事業	原則として事業採択を行った区間が全線供用を開始した時点とするが、複数の区間が一体となって効果を発揮する道路ネットワークについては、該当する複数の区間が全線供用を開始した時点とすることができる
交通安全施設等整備事業	原則として事業採択を行った区間が全線供用を開始した時点とするが、複数の区間が一体となって効果を発揮する歩道整備等については、該当する複数の区間が全線供用を開始した時点とすることができる
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
ダム事業	原則として建設事業が完了した時点
海岸事業	背後を海岸災害から防護する一連の海岸について整備が完了した時点
砂防事業	全体計画又は一定計画策定の単位で整備が完了した時点
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域における一連の急傾斜地崩壊対策事業が終了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
港湾改修事業	原則として事業採択を行ったプロジェクトの整備が全て完了し供用を開始した時点
港湾環境整備事業	原則として事業採択を行ったプロジェクトの整備が全て完了し供用を開始した時点
街路事業	原則として事業採択を行った区間が全線供用を開始した時点とするが、複数の区間が一体となって効果を発揮する道路ネットワークについては、該当する複数の区間が全線供用を開始した時点とすることができる
公園事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第 2 条の 2 に基づく供用開始の公告が行われた時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
公共県営住宅建設事業	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設が全て完成した時点

別紙 1 ( 3 ( 5 ) 関係 )

文 書 番 号  
平成 年 月 日

宮崎県公共事業評価委員会  
委員長 殿

宮崎県県土整備部長

事後評価の審議実施機関について ( 通知 )

県土整備部が事業主体となって実施した 事業について、宮崎県公共事業評価委員会に代えて事業効果等の検証を行う機関を下記のとおり定めましたので、県土整備部事後評価実施基準 3 ( 5 ) の規定に基づき通知します。

記

条例 ( 要綱 ) 第 条 項の規定に基づき設置された附属機関 ( 私的諮問機関 )

附属機関等の名称が決まっている場合は具体的な名称を記載する。

( 文書取扱 課 )

事後評価シート

県土整備部

番号	事業名 箇所名	市町村名	事業概要	事業期間			事業費 (百万円)	対象 理由	事後評価の結果 2	総合評価	担当課	特記事項
				着手	1 再評価	完成						

(対象理由) 全体事業費が基準額以上であり、かつ事業完了後一定期間が経過した事業  
再度、事後評価の必要があると判断した事業

- 1 再評価の実施年度については、直近のものを記載すること。
- 2 事後評価の際には、出来る限り客観的な数値を記載すること。

## 事後評価シート

事業名		事業課名	
箇所名		市町村名	
事業費		事業期間	
		評価実施年月	

1 全体計画	
2 事業目的	
3 事業効果の発現状況等	
4 事業による環境の変化や環境の保全	
5 施設の維持管理状況	
6 今後の事後評価の必要性	
7 改善措置の必要性	
8 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の必要性	

別表2(3(2)関係)

